

2025年8月28日

小島健康保険組合

令和7年度 健康保険 被扶養者の認定状況の確認（検認）実施について

本年度も、保険給付費の適正化を目的に、被扶養者の認定状況の確認（検認）を法令に基づき実施します。昨年度に続き、検認の確認精度向上や当事者、関係者皆様の負荷軽減等を目的に、オンライン資格等確認システムを活用した市町村等との情報連携により、確認対象者の「所得証明書」、「公的年金」、「世帯全員の住民票」情報を健康保険組合にて取得し、事前審査を行います。審査結果により、継続の確認が取れた一部の対象者については、調査票を配布致しません。

■ 調査対象者 令和7年3月31日以前に加入した、18歳以上の被扶養者

■ 調査期間 令和7年9月1日 ～ 令和7年10月1日（健保への書類到着日）

※各事業所へ令和7年9月1日までに調査票を配布します。

※事業所への提出期限は、各事業所に従ってください。

■ 調査方法 ・ オンライン資格等確認システムを活用した情報連携による収入等確認
・ 調査票および所得証明書等の原紙に基づく資格確認調査（該当者のみ）

扶養認定基準に沿った被扶養者の資格確認は、健康保険加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な業務となりますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご理解・ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、今回の調査の結果、扶養認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者削除の手続きが必要となります。また、「被扶養者調査票」を期日までにご提出いただけない場合は、被扶養者資格を削除することがありますので、ご留意ください。さらに扶養削除された場合、削除日以降に当健康保険組合が負担した医療費や健診費用などは、後日被保険者の方に請求させていただきますので、何とぞご承知おき下さいますようお願い致します。

以 上